（顧客財産管理人等の秘密保持義務）

第五十七条の三十五　顧客財産管理人及び顧客財産管理人代理（以下この条において「顧客財産管理人等」という。）は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。顧客財産管理人等がその職を退いた後も、同様とする。

2　顧客財産管理人等が法人であるときは、顧客財産管理人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が顧客財産管理人等の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

（被管理金融商品取引業者の役員等の責任を明確にするための措置）

第五十七条の三十六　顧客財産管理人は、その職務を行うため必要があるときは、被管理金融商品取引業者の役員若しくは会計監査人又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2　顧客財産管理人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

（顧客財産管理人と被管理金融商品取引業者との取引）

第五十七条の三十七　顧客財産管理人は、自己又は第三者のために被管理金融商品取引業者と取引をするときは、内閣総理大臣の承認を得なければならない。この場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

（株主総会等の決議に代わる許可）

第五十七条の三十八　顧客財産管理人は、株式会社である被管理金融商品取引業者の取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役。以下この項から第三項までにおいて同じ。）又は執行役が顧客財産管理人の職務の遂行を妨げ、又は妨げようとする行為をしたときその他その職務を行うため必要があるときは、会社法第三百三十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、株式会社である被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を解任することができる。

2　前項の規定により被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役又は執行役の員数を欠くこととなるときは、顧客財産管理人は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を選任することができる。

3　前項の規定により選任された被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役は、当該被管理金融商品取引業者に係る顧客財産管理人による管理の終了の後最初に招集される定時株主総会の終結の時又は当該定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に、それぞれ退任する。

4　第一項又は第二項に規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなす。

5　代替許可に係る事件は、当該被管理金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

6　裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）を被管理金融商品取引業者に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

7　前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

8　代替許可の決定は、第六項の規定による被管理金融商品取引業者に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

9　代替許可の決定に対しては、株主は、第六項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

10　非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

（代替許可に係る登記の特例）

第五十七条の三十九　代替許可があつた場合においては、当該代替許可に係る事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

（課税の特例）

第五十七条の四十　第五十七条の三十二の規定による登記については、登録免許税を課さない。

第五十八条の二中「第二十八条第八項各号」を「第二十八条第十項各号」に改める。

第五十九条の六中「第四十四条の四」を「第四十四条の四第一項」に改める。

第六十条の六中「第四十六条の三及び」を「第四十六条の三第一項から第三項まで及び」に改める。

第三章第五節に次の一款を加える。

第七款　外国暗号資産取引業者

第六十二条の二　外国暗号資産取引業者（金融商品取引業者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産取引業を行う者をいう。）は、国内にある者を相手方として第二十八条第五項各号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、金融商品取引業者（暗号資産取引業を行う者に限る。）を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第六十三条第六項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第六十三条の四第三項中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十三条の九第五項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削り、同条第六項第二号ホ中「同条第一項第五号ニ(1)」を「同条第一項第五号ハ(1)」に改め、同号ヘ中「第二十九条の四第一項第五号ホ(1)」を「第二十九条の四第一項第五号ニ(1)」に改める。

第六十三条の十二第三項中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　次に掲げる行為（以下「暗号資産関係職務」という。）

イ　第二条第八項第十八号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる行為

ロ　暗号資産の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

第六十四条第三項第三号に次のように加える。

ホ　暗号資産関係職務を行う場合にあつては、その旨

第六十四条の二第一項第一号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行おうとする場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

第六十四条の四の見出しを「（変更登録等）」に改め、同条第一号中「第六十四条第三項第三号イ又はロ」を「第六十四条第三項第三号イ、ロ又はホ」に改め、「とき」の下に「（次項の規定による変更登録を受けた場合を除く。）」を加え、同条第三号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行つている場合にあつては、同号ロからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

2　金融商品取引業者は、第六十四条第三項第三号ホに掲げる事項について変更（新たに暗号資産関係職務を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。